

# 厚岸町の新たな特産品開発を支援します

## 【厚岸町特産品等開発支援制度】

商品開発に要する経費の2 / 3を補助 (千円未満切り捨て)

**最大100万円**

※ 商品化されるものが補助の対象となります。

開発の結果、商品化に至らなかったものについては補助の対象となりませんのでご注意ください。

※ 同一事業者につき、年度内1回限り補助となります。複数の商品開発事業を行なう場合でも、1事業として申請していただきますので、商品数に限らず補助金の上限額は100万円です。

### <補助対象>

★町内の農林水産物等の地域資源を活用した

または

★厚岸町をイメージした

新たな地域特産品の  
開発および商品化事業

### <補助対象者> (次のすべての条件を満たす必要があります)

- ・町内に住所、事業所もしくは事務所を有する個人（個人事業主を含む）、法人または団体（任意団体は規約等を有していること）
- ・町税等の公納金の滞納がないこと
- ・厚岸町暴力団の排除の推進に関する条約に規定する暴力団員または暴力団関係事業者でないこと

### <対象経費>

区分	経費の内容
(1) 地域特産品の開発に要する経費	専門家等への謝礼金及び旅費、試作に必要な原材料費、通信運搬費、技術コンサルタント料、品質・成分等分析手数料、試作品の外注加工費、消耗品費、試作品又は地域特産品の製造に直接使用する機械装置等の購入又は賃借料（既存機械装置等の単純更新は対象外）、その他地域特産品の開発に必要な経費
(2) 地域特産品の包装等の開発に要する経費	商品、パッケージ、ラベル等のデザイン制作委託料、その他地域特産品の包装等の開発に必要な経費
(3) 地域特産品の販路開拓・PRに要する経費	チラシ等の印刷費、消耗品費、旅費、通信運搬費、広告宣伝費、その他地域特産品の販路開拓及びPRに必要な経費

## <申請の流れ>

- ① 事業着手前に「特産品等開発計画承認申請書」等を町に提出  
⇒開発計画について町・関係団体が審査会で審査
- ② 計画承認後、特産品開発等に着手
- ③ 開発等の完了後、計画承認申請を行なった年度の3月20日（20日が土日祝祭日にあたる場合は、その直前の平日）までの間に町へ補助金の交付申請  
⇒交付決定

※ 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消、または補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- ・虚偽または不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- ・補助金の交付決定に付した条件に違反したとき



## <地域特産品の例>

- 町内の一次産品（魚介類、生乳、牛肉、エゾシカ、木材など）を原料とした商品
  - ・カキ、コンブ等の海産加工食品、シカ肉ジャーキー など
- 町内の加工品（乳製品など）を原料とした商品
  - ・極みるくジェラート、厚岸ウイスキーのケーキ など
- 町内の副産物を活用した商品
  - ・カキ殻を使った小物 など
- 厚岸町をイメージした商品
  - ・厚岸大橋や町公式キャラクター「うみえもん」の形をした菓子 など

（商品の原材料や形状等に工夫がなく、商品名のみで厚岸をイメージするものは対象外です）

## <支援制度Q&A>

Q.	既に他の事業者等が商品化しているものと類似する商品は対象になりますか？
A.	申請者において新たな商品であり、他の類似商品と何らかの違いを有して差別化できるものであれば対象となります。
Q.	新商品は開発済みです。商品化のための機械購入のみでも対象になりますか？
A.	既に試作品が完成していても、それを商品化するために必要な設備や機械の購入であれば対象となります。また、販路開拓のための取組を加えることも可能です。
Q.	既存の機械装置等の更新は対象ですか？
A.	既存の機械装置等の能力・性能を替えずに、単純に新しい設備へ更新するものは対象外です。ただし、新商品の開発・製造に必要な機能の追加や生産能力を向上するための更新は対象となります。

このほか、詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ先 役場 観光商工課 商工雇用係

☎52-3131